

各種営業店舗のみなさまへ

岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査について

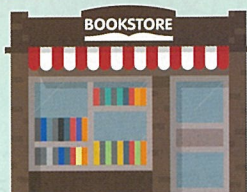
県では、青少年の健全な育成に必要な社会環境の整備を図るため、条例第45条にもとづき、立入調査員による立入調査を行っています。立入調査員は「立入調査証明書」を提示し、店舗のみなさまに条例の趣旨をご理解いただき、条例に規定する規則等の遵守状況を確認させていただきます。

ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

立入調査で確認する内容は 次のような項目です。

図書等取扱店

- 有害図書等を定められた方法で区分陳列しているか
- 青少年への販売や閲覧を制限する表示をしているか



カラオケボックス

- 深夜に青少年を入場させていないか
- 青少年の深夜入場禁止の表示をしているか
- 年齢確認を行っているか



インターネットカフェ・まんが喫茶等

- 深夜に青少年を入場させていないか
- 青少年の深夜入場禁止の表示をしているか
- 年齢確認を行っているか
- フィルタリング等の措置を講じているか



携帯電話事業者等

- 青少年が使用する携帯電話等のインターネット接続サービスの契約に際して
- 必要な説明や説明書の交付をしているか
 - フィルタリングサービス不要申出書等の保存は適切か



このリーフレット及び「岐阜県青少年健全育成条例」に関する問い合わせ先

岐阜県環境生活部 私学振興・青少年課 青少年係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁内 TEL 058-272-1111 (内線) 3038

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56705.html>

| 県事務所の担当窓口 | 所在地 | 電話番号 (代表) | 所管区域 |
|--------------|-------------------------------|--------------|---------------------|
| 西濃県事務所 振興防災課 | 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内 | 0584-73-1111 | 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡 |
| 揖斐県事務所 振興防災課 | 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内 | 0585-23-1111 | 揖斐郡 |
| 中濃県事務所 振興防災課 | 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎内 | 0575-33-4011 | 関市、美濃市、郡上市 |
| 可茂県事務所 振興防災課 | 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎内 | 0574-25-3111 | 美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡 |
| 東濃県事務所 振興防災課 | 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内 | 0572-23-1111 | 多治見市、瑞浪市、土岐市 |
| 恵那県事務所 振興防災課 | 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎内 | 0573-26-1111 | 中津川市、恵那市 |
| 飛騨県事務所 振興防災課 | 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内 | 0577-33-1111 | 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡 |

岐阜地域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）の担当窓口は、私学振興・青少年課です。

特にご注意ください

アルバイト店員の方等にも周知をお願いします。

図書取扱店(書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店、まんが喫茶等)では

成人コーナーが無いのに有害図書が置いてありませんか?

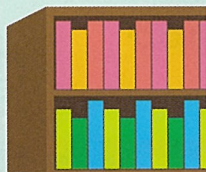
成人向け図書を取り扱っていないつもりでも、有害図書類等に該当するものが一般図書と混在している場合があります。実際に中身を確認していただき、**有害図書類を陳列するときは、確実に成人コーナーに区分陳列してください。**



有害図書類等には、個別に審査して指定する個別指定と、一定の基準を満たしている物を包括的に指定する包括指定があります。例えば、全裸、半裸等で卑わいな姿態や性行為の写真・絵で、知事が指定した内容が含まれるページが**10ページ以上(又は全体の10分の1以上)**ある雑誌や書籍は、包括指定の有害図書類等となります。



成人向け
コーナー



有害図書類等の基準に該当しないものでも、青少年に好ましくないとされる写真・絵が掲載されている図書類については、自主的に表紙が見えないような方法で陳列するなど、青少年への配慮をお願いします。

インターネットを利用できる場を提供している店(インターネットカフェ等)では



青少年が有害情報を閲覧・視聴することを防止するように努めなければなりません。



例えば

- フィルタリングサービスを利用したパソコンの設置をする。
- 会員制等を導入し、会員登録の際に**年齢を確認**する。
- 青少年が有害情報に接続してはならない旨の**警告文を表示**する。
- 青少年には「オープン席の利用をお願いします」など、なるべく**見通しのよい**客席を案内するとともに、従業員による見回りを実施する。

深夜入場禁止施設(カラオケボックス、ゲームコーナー、まんが喫茶等)では



保護者同伴の場合を除いて、午後10時～翌日午前4時の間に青少年を入場させてはいけません。入場者の見やすいところに、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示し、青少年の可能性のある利用者については、学生証等により年齢確認をお願いします。



立入禁止看板
【揭示例】
岐阜県青少年健全育成条例の規定により、深夜(午後十時から翌日午前四時まで)十八歳未満の方の入場は、保護者同伴の場合を除きお断りいたします。

縦40cm×横20cm以上(横書きでも良い)